第十条第一号に次のように加える。

ヘ　機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十二条の見出しを「（区分経理等）」に改め、同条第一号中「第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十条第一号ロからヘまでの業務及びこれらに附帯する業務

第十二条に次の一項を加える。

2　機構は、前項第二号の業務に係る勘定において通則法第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、前項及び同条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、前項第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

第十四条中「第十条第一号ロ及びハ」を「第十条第一号ハからヘまで」に改める。

第十五条中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号又は第二号」に改める。

第十七条中「第十条第一号ニ、第二号」を「第十条第一号ロの規定により機構が交付する生産者補給交付金及び集送乳調整金並びに同条第二号」に改める。

第十八条第一号中「第十条第一号ニ、第二号」を「第十条第二号」に改め、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十二条第二項又は第十三条第一項」に改める。

附則第五条中「新暫定措置法第三条第一項及び」及び「それぞれ新暫定措置法及び」を削る。

附則第六条第二項中「第十二条第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

附則第八条第二項中「第十二条第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第四条第二項、第五条及び第十条の規定　公布の日

二　附則第十七条及び第十八条の規定　平成三十年三月三十一日

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止）

第二条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）は、廃止する。

（畜産経営の安定に関する法律の一部改正等に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律（以下「新畜安法」という。）第二条第四項に規定する対象事業者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新畜安法第五条第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する年間販売計画を作成し、同項に規定する契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出することができる。

第四条　平成三十年度の総交付対象数量（新畜安法第五条第四項に規定する総交付対象数量をいう。次項において同じ。）、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価の決定については、新畜安法第六条第二項（新畜安法第八条第三項及び第十五条第三項において準用する場合を含む。）中「毎会計年度、当該会計年度の開始前に」とあるのは、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）の施行後遅滞なく」とする。

2　農林水産大臣は、平成三十年度の総交付対象数量、生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めようとするときは、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

第五条　新畜安法第二条第四項第一号に規定する第一号対象事業を行う同項に規定する対象事業者は、施行日前においても、新畜安法第十条の規定の例により、指定の申請をすることができる。

2　前項の規定により指定の申請があった場合における当該指定については、新畜安法第十条第一項及び第十一条の規定の例によるものとする。この場合において、同項の規定の例により指定を受けたときは、施行日において同項の規定により指定を受けたものとみなす。

第六条　平成二十九年度の加工原料乳（附則第二条の規定による廃止前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（附則第八条において「旧暫定措置法」という。）第二条第一項に規定する加工原料乳をいう。）についての生産者補給交付金及び生産者補給金の交付については、なお従前の例による。

第七条　施行日前に、第一条の規定による改正前の畜産経営の安定に関する法律第七条第一項の認定を受けた同項の計画及び同条第二項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

第八条　施行日前に旧暫定措置法第四章の規定によりした処分、手続その他の行為は、新畜安法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第九条　施行日前にした行為並びに附則第六条及び第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新畜安法第三章の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の項の次に次のように加える。

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）	第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項、第十三条第一項及び第二項並びに第二十九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第一加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の項を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第十三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十七条第一項」に改める。

別表第一第〇四・〇二項から第〇四・〇五項までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律第一七条第一項」に改める。

（肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正）

第十四条　肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第十五条中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「第十五条中」の下に「又は第二号」とあるのは「若しくは第二号」と、」を加える。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」に、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第三条第一項第一号から第五号まで」を「機構法第十条第一号ロからヘまで」に改める。